

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管 条例の見直し結果について.....	1
2 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について.....	4
3 かながわ子どもみらいプランの中間年の見直し案について.....	6
4 児童虐待による死亡事例等調査検証等について.....	10
5 児童虐待死亡事件について.....	14
6 「かながわ子ども・若者支援指針」の改定について.....	16
7 「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について.....	20
8 箱根老人ホームに係る県有財産の譲渡について.....	23
9 (仮称) 神奈川県障がい者を理由とする差別の解消のための調整委員会の 設置の検討状況について.....	25
10 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について.....	27
11 神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について.....	32

1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直しの結果

改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

	条 例 名	見直し結果
1	認定こども園の要件を定める条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
2	神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例	

参 考

条例の見直し結果概要

条 例 名	認定こども園の要件を定める条例	
条 例 番 号	平成 18 年神奈川県条例第 65 号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	
条 例 の 概 要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条の規定に基づき、認定こども園の職員の配置、資格、施設設備、教育・保育の内容等について定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第 3 条により、認定こども園の認定要件を都道府県の条例で定めることとされており、本条例は必要である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づく認定こども園の認定及び認定後の運営により、多様な教育・保育サービスの充実に効果を上げていることから、本条例は有効に機能している。
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例に定める認定こども園の認定に関する要件における規制の程度は、必要最小限のものであり、効率的なものである。
	基本方針 適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例は、子どもたち一人ひとりが必要な保育や幼児教育を受けられるよう、保育所などにおける受入体制の充実や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供の支援を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本構想に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しない）</small>	本条例は、認定こども園の認定要件を都道府県の条例で定めることとする認定こども園法第 3 条に基づくものであり、規定の内容は条例の趣旨に照らして合理的であり、憲法、法令に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	<p>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>

条例の見直し結果概要

条 例 名		神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例	
条 例 番 号		平成 18 年神奈川県条例第 66 号	
所 管 室 課		福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	
条 例 の 概 要		青少年の喫煙及び飲酒を防止する社会環境の整備に向けて、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関し、県、保護者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策の実施について必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	令和 4 年 4 月 1 日に成年年齢を 18 歳に引き下げる民法の一部改正が施行されたが、喫煙及び飲酒の禁止年齢に変更はなく、青少年に対するたばこ及び酒類の知情販売（提供）の禁止については、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律等に規定されている。これらの法律には、対面販売（提供）や自動販売機による販売の際の年齢確認の方法が具体的に規定されていない。 本条例は、証明書等による年齢確認、自動販売機への年齢識別装置の設置等による年齢確認の方法について定めているものであり、必要な条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づく規制の実施やその周知啓発により、事業者の対面販売（提供）時における年齢確認や県民への自主的取組の拡充が図られるなど、青少年の喫煙及び飲酒の防止という目的について一定の効果が上がっている。 さらに、青少年の喫煙・飲酒経験率（※）は減少傾向にあり、本条例は有効に機能している。 ※15 歳～20 歳未満の喫煙・飲酒の経験率（H25～H27→H29～R1） 【喫煙】 3.9%→1.5% 【飲酒】 23.7%→14.9%	
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	法では、年齢確認の方法について規定されていないため、本条例で年齢確認の方法として、証明書等による年齢確認、自動販売機への年齢識別装置の設置を規定している。これは、法の内容を補完し、年齢確認の実効性を図るためのものであり、青少年の喫煙及び飲酒の防止のため、必要最小限度の規制を内容としている。 また、青少年課及び各地域県政総合センターの職員が、必要に応じて立入調査（※）を実施して条例の遵守を指導するとともに、取締機関である警察とも連携して対応するなど十分な体制がとられていることから、現在でも効率的に機能している。 ※立入件数（R3） 【対面販売】 68 件（指導件数 0 件） 【自動販売機】 11 件（指導件数 1 件）	
	基本方針 適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例は、かながわランドデザインプロジェクト「13 子ども・青少年」と、主要施策「530 青少年が健全に育つ環境の整備」を実現するためのものであることから、県の基本方針に適合している。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しない）</small>	法で規制する年齢確認の実効性を図るため、その具体的な方法を定めているものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

2 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和4年度の取組等について報告する。

(1) 令和4年度の取組

令和4年度は、県のたより、ホームページ、SNS等の様々な手法の活用や、市町村、企業・団体、大学及び県教育委員会との連携に加え、11月に開催された「ねんりんピックかながわ2022」ではスポーツ局と連携し、憲章の理念の普及に取り組んだ。

令和4年度の県民ニーズ調査において、憲章の認知度は、前年度比3.4ポイント増の30.2%となった。

ア 津久井やまゆり園事件追悼式の実施

事件でお亡くなりになった方々を追悼するため、7月26日の命日に、津久井やまゆり園で追悼式を実施した。

内容：黙祷、追悼の辞、憲章の朗読、鎮魂のモニュメントでの献花等

イ 「ともに生きる社会かながわ推進週間」を起点とした広報活動

7月25日（月）から7月31日（日）までの推進週間を皮切りに、憲章策定日の10月14日（金）までの3か月間を憲章普及の強化期間として、県のたより、タウン誌、ポスターの駅貼り等により、集中的な広報を実施した。

ウ 庁内との連携

(ア) 県教育委員会との連携

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 「いのちの授業」大賞作文コンクールの実施
- ・ ソフトバンク株式会社の人型ロボット「Pepper（ペッパー）」を活用し、「思いやりの心と親切」をテーマとした小学校での道徳の授業の実施

(イ) **ねんりんピックとの連携**

- ・ 各種イベントで、ねんりんピック課とともに大会の事前PRと併せ、憲章の普及啓発を実施
- ・ 大会期間中に山下公園や横浜産貿ホールで憲章PRのためのブース出展、分身ロボットOriHimeの実演や憲章チラシ及びグッズの配布

エ 市町村との連携

- ・ 市町村の広報誌への憲章PR文の掲載
- ・ 市町村庁舎での憲章のパネル展示の実施

オ 企業・団体との連携

- ・ 企業や団体が主催するイベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等の実施
- ・ 障がい福祉サービス事業所と連携した憲章Tシャツの販売
- ・ 「ともに生きる社会かながわ推進週間」での憲章Tシャツ着用による憲章PR

カ 大学との連携

- ・ 県職員による憲章に関する講義の実施
- ・ 12月11日（日）開催の「共生社会実践セミナー」における、共生社会の実現に向けた学生の活動報告

キ 若年層を主要なターゲットとした取組

SNS（Twitter）を活用し、県内各地の共生社会に資する取組を紹介

(2) **令和5年度の取組の方向性**

県民ニーズ調査結果等を踏まえ、引き続き市町村、企業・団体、大学及び県教育委員会と連携した取組を進めるとともに、憲章を知っていただくだけでなく、理解し、行動につながるような内容や手段を工夫しながら、憲章の理念の更なる普及を図る。

3 かながわ子どもみらいプランの中間年の見直し案について

かながわ子どもみらいプラン（以下「プラン」という。）の見直し素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の結果等を踏まえ、このたび見直し案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和4年4月	神奈川県子ども・子育て会議において見直しの方向性を審議
11月	神奈川県子ども・子育て会議において見直し素案を審議
12月	第3回県議会厚生常任委員会に見直し素案を報告
令和4年12月 ～令和5年1月	見直し素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

(2) 素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

令和4年12月14日～令和5年1月12日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県のたよりへの掲載、県機関等での閲覧、市町村や関係団体等への周知

ウ 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、フォームメール等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 74件

(イ) 意見の内訳

区分	件数
a 幼児期の教育・保育の提供体制の確保に関する意見	7
b 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保・質の向上に関する意見	9
c 「主な取組事業」に関する意見	48
d 目標設定項目及び目標値に関する意見	1
e その他	9
計	74

(ウ) 意見の反映状況

区分	件数
a 見直し案へ反映したもの（意見の趣旨を既に記載している場合を含む）	12
b 見直し案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関するもの	30
c 今後の取組の参考とするもの	23
d 見直し案に反映できないもの	5
e その他	4
計	74

(エ) 主な意見

- a 見直し案に反映した意見
- ・ 行政による子ども食堂の活動への支援を今後も続けてほしい。
 - ・ ヤングケアラーは「見えにくい」ということが一番の課題である。早期に支援につなげられるような取組を望む。
 - ・ コロナ禍の一時的なものではなく、今後もケアリーバーを支える体制の整備に力を入れてほしい。
- b 見直し案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見
- ・ 保育士が子どもたちに向き合える時間を多くできるような取組を進めてほしい。
 - ・ 放課後児童支援員の資格取得や養成、放課後子ども教室の特別支援サポーターの養成に力を入れ、地域の方々が容易に就任できるようなサポート体制が整えられれば、子どもの放課後の居場所の確保が更に充実できるのではないかと。
- c 今後の取組の参考とする意見
- ・ 子どもの医療費を無料にしてほしい。
 - ・ 家庭の経済状況にかかわらず、どの子どもも安心して教育を受けられる社会になってほしい。
- d 見直し案に反映できない意見
- ・ 放課後児童クラブの利用者負担額を統一するか、もしくは上限を設けてほしい。
- e その他
- ・ 「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」がその言葉どおりになることを願っている。

(3) 素案からの主な変更点

ア 幼児期の教育・保育の需給計画（表1）

33市町村のうち、19市町（※）の子ども・子育て支援事業計画の見直し内容を反映し、令和5年度及び6年度の数値を修正した。

見直し後の需給計画における計画最終年度（令和6年度）の需要量、供給量の計画値及び需給差について、見直し前の当初計画と比較すると次のとおりとなる。 ※14市町村は見直しなし

(ア) 需要量

すべての年齢等の区分で需要量が減少した。

(イ) 供給量

需要量の減少に伴い、供給量もすべての年齢等の区分で減少した。

(ウ) 需給差

見直し前の計画同様、すべての年齢等の区分において供給量が需要量を上回る。

<表1 見直し後の需給計画>

(単位：人)

	令和5年度					令和6年度				
	1号 (3～5歳: 教育希望)	2号 (3～5歳: 保育希望)	3号 (0～2歳:保育希望)		計	1号 (3～5歳: 教育希望)	2号 (3～5歳: 保育希望)	3号 (0～2歳:保育希望)		計
			0歳	1～2歳				0歳	1～2歳	
①需要量 (量の見込み)	85,532 (▲6,174)	112,874 (+1,361)	14,185 (▲2,356)	67,905 (▲2,599)	280,496 (▲9,768)	81,590 (▲5,338)	112,516 (▲1,193)	14,174 (▲2,833)	69,591 (▲2,562)	277,871 (▲11,926)
②供給量 (確保の内容)	109,442 (▲4,153)	117,467 (+1,579)	16,073 (▲2,151)	67,788 (▲3,156)	310,770 (▲7,881)	103,176 (▲6,077)	118,124 (▲266)	16,129 (▲2,599)	69,770 (▲3,081)	307,199 (▲12,023)
需給差 ②-①	23,910	4,593	1,888	▲ 117	30,274	21,586	5,608	1,955	179	29,328

※ () は当初計画からの増減

イ 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数（表2）

アの見直し状況やこれまでの職員配置の実態（配置基準を超えて配置されている職員数）等に基づき、令和5年度及び6年度における必要見込み人数を改めて算出した。

<表2 見直し後の必要見込み人数>

(単位：人)

職種	(参考) 令和3年度 実績値	令和5年度			令和6年度		
		見直し後 (A)	見直し前 (B)	差 (A-B)	見直し後 (A)	見直し前 (B)	差 (A-B)
幼稚園教諭	7,356	7,653	7,047	606	7,253	6,788	465
保育士	34,620	40,710	40,644	66	41,397	41,666	▲ 269
保育教諭	3,244	3,405	3,425	▲ 20	3,480	3,498	▲ 18
保育従事者	56	117	92	25	122	101	21
家庭的保育者	134	174	240	▲ 66	174	251	▲ 77
家庭的保育補助者	94	120	206	▲ 86	120	215	▲ 95

ウ 主な取組事業

- ・ プランに「主な事業」として位置付けている取組事業について、県民意見募集（パブリック・コメント）の結果等を踏まえて更新した。
- ・ 参考として掲載している「放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量」の数値を更新した。

(4) 今後のスケジュール

令和5年3月 県子ども・子育て会議においてプラン見直し案の審議
見直し後のプランを公表

<別添参考資料>

参考資料1 「かながわ子どもみらいプラン(令和2年度～令和6年度)」
中間年の見直し案

4 児童虐待による死亡事例等調査検証等について

大和市で発生した児童虐待死亡事件及び厚木市で発生した車内放置による児童死亡事件の検証等の対応状況について報告する。

(1) 大和市で発生した児童虐待死亡事件の検証等について

ア 検証の期間について

再発防止の観点から、第三子の検証について、令和4年4月28日に外部識者による検証委員会を設置し、10月までを目途に検証を行うこととしていたが、第四子も含めた検証を行う必要が生じたため、令和5年2月まで期間を延長した。

イ 開催状況

(ア) 第1回

日時 令和4年4月28日（木）15:00～17:00

議事 事例概要の把握 等

(イ) 第2回

日時 令和4年6月7日（火）15:00～17:00

議事 ・ 児童相談所及び大和市の関わりの経過について
・ 追加調査の内容、方法等について 等

(ウ) 第3回

日時 令和4年7月21日（木）14:00～17:00

議事 ・ 児童相談所及び大和市の関わりの経過について
・ 関係者のヒアリング調査実施 等

(エ) 第4回

日時 令和4年8月18日（木）15:00～17:00

議事 ・ 児童相談所及び大和市の関わりの経過について
・ 検証の論点出し 等

(オ) 第5回

日時 令和4年10月4日（火）10:00～12:00

議事 ・ 児童相談所及び大和市の関わりの経過について
・ 検証の論点出し 等

(カ) 第6回

日時 令和4年11月29日（火）10:00～12:00

議事 ・ 検証の論点出し
・ 提言の検討 等

(キ) 第7回

日時 令和4年12月22日(木) 15:00～17:00

- 議事
- ・ 提言の検討
 - ・ 検証報告書(案)の議論

(ク) 第8回

日時 令和5年2月1日(水) 10:00～12:00

- 議事 検証報告書の取りまとめ

ウ 検証委員会における主な議論のポイント

- ・ 第一子、第二子の死亡に関して、死亡当時の具体的な情報が非常に少なかったことが、その後の児童相談所など関係機関の対応に強い影響を及ぼした。
- ・ 児童相談所は、3人の子どもが死亡したという事実から、家庭における不適切な養育について危惧していたが、客観的な証拠を示すには至らず、家庭裁判所が施設入所を承認するには困難な状況であった。
- ・ 実母の抱える課題については、把握することが困難であり、それを予測し、予防的な対応をとることはできていなかった。
- ・ 児童相談所が、家庭裁判所の施設入所却下の判決に抗告せず、実父母との協働関係を築こうとしたことは、取り得る一つの選択肢であり、一概に抗告すべきであったと言える事情は見出せない。
- ・ 児童相談所と大和市の連携は図られていたが、きょうだい個々に焦点をあてた支援体制は取られておらず、適切な役割分担を行う視点が十分ではなかった。

エ 今後のスケジュール

現在、検証報告書の最終取りまとめ作業を行っており、児童福祉審議会に報告後、速やかに公表する予定である。

(2) 厚木市で発生した児童虐待死亡事件の検証等について

ア 検証の期間について

再発防止の観点から、母子保健及び児童福祉の学識者、弁護士、医師による検証委員を選出し、令和4年11月から令和5年1月まで計3回の検証委員会開催を予定していた。しかし、より詳細な検証を行うため、2月21日に追加で委員会を開催した。

イ 開催状況

(ア) 第1回

日時 令和4年11月15日（火）16:00～17:30

議事 事例概要の把握 等

(イ) 第2回

日時 令和4年12月20日（火）16:00～18:00

議事 ・ 第1回検証委員会後の調査報告
・ 検証報告書骨子案について 等

(ウ) 第3回

日時 令和5年1月17日（火）16:00～18:00

議事 検証報告書（案）の議論

(エ) 第4回

日時 令和5年2月21日（火）16:00～18:00

議事 検証報告書のとりまとめ

ウ 検証委員会における主な議論のポイント

- ・ 児童相談所は、車内放置事案に対し、子どもの生命に関わる危険な行為であると認識し、強い危機感をもって対応する必要があった。
- ・ 児童相談所は多くの虐待事案を抱える中で、他の事案を優先して対応していた。しかし、車内放置事案の重篤に至る可能性、安易に繰り返される可能性を鑑みれば、速やかに保護者との接触を図るべきであった。
- ・ 車内放置による子どもの死亡事案は、毎年全国で発生しているが、時の経過とともに危機意識が薄れる傾向がある。また、社会的にも危険認識が浸透しておらず、「短い時間なら」と安易な気持ちで繰り返される実態がある。
- ・ 若年の母は、家族状況や生活環境が変化する可能性が高いため、家庭が安定していた時期の情報に限らず、家族の生活を時間軸に沿ってアセスメントする必要があった。
- ・ 児童福祉司の増員が図られているものの、実際には欠員も多く、増加の一途をたどる虐待事案に対応する人員体制が十分ではない。

エ 今後のスケジュール

現在、検証報告書の最終取りまとめ作業を行っており、児童福祉審議会に報告後、速やかに公表する予定である。

(参考)

大和市で発生した児童虐待死亡事件の概要

令和元年8月に当時7歳だった第三子を窒息死させたとして、令和4年2月に、殺人容疑で実母が逮捕され、7月29日に起訴された事件に関して、当時死因不詳とされていた第四子についても、窒息死の疑いがあることが判明し、7月31日に再逮捕された。

このきょうだいについては、当時、県中央児童相談所（現在：大和綾瀬地域児童相談所）が、一時保護を行うなど関与していた。

厚木市で発生した児童虐待死亡事件の概要

令和4年7月29日に、実母が車内に子ども二人を放置し、死亡させたとして、8月2日に、実母が第二子に対する保護責任者遺棄容疑で逮捕され、8月22日に起訴された。

このきょうだいについては、令和4年7月14日に厚木児童相談所がネグレクトとして、県中央児童相談所からケース移管を受理していた。

5 児童虐待死亡事件について

児童相談所が関与していた児童の虐待死亡事件について、実母が逮捕されたため、報告する。

(1) 事件の概要

本件は、令和4年4月23日に当時2歳だった男児を虐待により死亡させた疑いで、令和5年2月21日に、傷害致死の容疑で実母が県警察に逮捕されたものであり、当時、県の平塚児童相談所及び中央児童相談所が、一時保護を行うなど関与していた。

<家族構成>

3人世帯	実母	(当時26歳)	
	本児(男児)	(当時2歳)	R4. 4. 23死亡)
	異父弟(男児)	(当時1歳)	R4. 6. 28 乳児院に一時保護開始 R4. 10.1 実母の同意を得て、措置 入所に切替え R5. 2. 28現在 入所継続中

(2) 経過

年 月 日	概 要
令和元年 5月28日	平塚児童相談所が医療機関からの通告を受理 ※これまで本家族と児童相談所の関わりなし
6月3日	乳児院に本児の一時保護を委託
令和2年 1月1日	一時保護から施設入所措置に切替え
令和3年3月～8月	乳児院で本児と実母との面会実施
令和3年8月～12月	乳児院の近隣や自宅への外出を実施
令和3年12月31日～ 1月1日	自宅への外泊(2日間)
令和4年2月28日～ 3月11日	自宅への外泊(12日間)
令和4年3月25日～ 3月31日	自宅への外泊(7日間)

令和4年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・母子の愛着形成が確認でき、保育所の確保が整ったことなどから、家庭引取りが適当と判断し、措置解除（退所） ・平塚児童相談所が指導を開始し、乳児院や藤沢市、保育所と連携し、家庭訪問等を行いながら、家庭生活を支援
4月1日	乳児院の職員が家庭訪問の際、本児の左頬に小さな痣を発見したため、実母に確認したところ、「どこかにぶつけたと思う」と説明あり
4月6日	中央児童相談所が保育所から、本児の状況の聞き取り
4月11日	乳児院の職員が家庭訪問を実施するが、不在
4月12日	中央児童相談所が4月13日に家庭訪問の予定だったが、実母から発熱を理由にキャンセルの連絡
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関のネットワーク会議を開催（平塚児童相談所、中央児童相談所、藤沢市、乳児院） ・保育所に登園できていないこと、家庭訪問が実施できていないことを共有し、母子への早期の接触を進めることを確認
4月19日	平塚児童相談所、中央児童相談所が家庭訪問の予定だったが、実母から発熱理由にキャンセルの連絡
4月22日	平塚児童相談所が家庭訪問を調整するため、実母に連絡するが、つながらず
4月23日	心肺停止で緊急搬送された本児の死亡を確認

(3) 今後の対応

ア 検証委員会の設置

再発防止の観点から外部の有識者による検証委員会を設置し、県警察等の動向を注視しながら事案の検証を行う。

イ 県警察との連携

引き続き、捜査に全面的に協力していく。

6 「かながわ子ども・若者支援指針」の改定について

平成17年に策定、平成28年3月に改定した「かながわ青少年育成・支援指針」について、最終改定以降、子ども・若者を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、子ども・若者への総合的な支援施策の推進を目的として、今般、指針の名称及び内容を見直し、改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和4年9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針素案を報告

10月 改定指針素案に対する県民意見募集（パブリック・コメントを実施）
～11月

令和5年2月 神奈川県青少年問題協議会において改定指針案を審議

(2) 改定のポイント

ア 指針名称の変更

指針名称を「かながわ子ども・若者支援指針」に変更する。

指針の対象を明確にするため、「青少年」に代わり、乳幼児期からポスト青年期（40歳未満）までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いるとともに、子ども・若者が自らをはぐくむことへの支援に重点を置く視点により、「育成・支援」から「支援」のみを用いた名称に変更する。

イ 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実、ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援

子ども・若者を取り巻く社会環境の変化や孤独・孤立の問題が顕在化するなど、深刻さを増している状況の中、子ども・若者が自ら考え自らを守る力をはぐくむことを支援する視点や、身近に相談できる環境整備の充実・強化を図るなど、着実に相談・支援につなげるための取組を新たな視点として取り入れる。

ウ 障がい等のある子ども・若者の支援

障がいや、発達に遅れのある子ども・若者について、「ともに生きる社会かながわ憲章」及び「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理念に基づき、誰もがその人ら

しく暮らすことができるよう、自立や社会参加に向けた取組を当事者の目線に立ってきめ細かく支援するため、施策の方向のひとつに位置付ける。

エ 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

ヤングケアラーやケアリーバーが抱える悩みや相談に対応するため、きめ細かな相談支援体制の充実を図るとともに、孤立せず、安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めるため、新たに施策の方向に位置付け、支援の充実を促進する。

オ 長引くコロナ禍や成年年齢の引下げ等に伴う社会環境の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で変化した社会環境を踏まえた地域活動を支援し、また、成年年齢の引下げに伴う、子ども・若者の被害防止等への取組の充実を図るなど、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化への対応について、施策の展開に反映させる。

カ 指針の進行管理

子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱(内閣府)」では、大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たり、子ども・若者の生育状況等に関する各種指標として「子供・若者インデックスボード」を作成している。本指針でも、国の指標を基に、県の子ども・若者の状況を把握し、施策の実施状況とともに「神奈川県子ども・若者白書」として取りまとめ、公表する。

(3) 素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

令和4年10月21日～令和4年11月21日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県のたよりへの掲載、県機関等での閲覧、市町村や関係団体等への周知

ウ 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、フォームメール等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数

81件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 名称変更に関するもの	6
b 指針の位置づけ、対象に関するもの	5
c 子ども・若者を取りまく状況に関するもの	1
d 基本目標Ⅰに関するもの	6
e 基本目標Ⅱに関するもの	39
f 基本目標Ⅲに関するもの	11
g 取組の推進に関するもの	1
h 指針全体に関するもの	5
i その他	7
計	81

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
a 指針案に反映したもの	45
b 指針案には反映していないが、意見のあった施策等には既に取り組んでいるもの	13
c 意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの	17
d 指針に反映できないもの	2
e その他（感想・質問等）	4
計	81

(エ) 主な意見

- a 指針案に反映した意見
- ・ 犯罪の加害者にならないための取組という視点も必要である。
 - ・ ひとり親家庭への支援について記載があればよい。
 - ・ 切れ目のない支援やアウトリーチ支援についても重要性を明記したらどうか。
- b 指針案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見
- ・ 個別ケースごとに複数の関係機関が連携する仕組みがあればより効果的である。
 - ・ 「育成」の言葉をとることについて、子ども・若者に対して「教え、育て」成長を促すことは不可欠であるため、引き続き残した方がよい。

- c 今後の取組の参考とする意見
 - ・ 学校を中退または卒業してしまうと支援が終わってしまうため、その後の連携方法を策定してほしい。
 - ・ 困窮世帯の方が支援現場に通所するための経済的支援をしてはどうか。
 - ・ ネット空間での安全安心な居場所領域の創出や、信頼ある関係性といった相互補完的な関係の場づくりが必要ではないか。
- d 反映できない意見
 - ・ 副題に「主体」や「主体的」等の字句を追加してはどうか。
- e その他（感想・質問等）
 - ・ 教育委員会の制度は、学校が開かれた組織となることを阻害しているのではないか。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 子ども・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう配慮することを記載した。
- ・ 子ども・若者の支援に関して、アウトリーチ支援を活用することを記載した。
- ・ 県民意見募集（パブリック・コメント）等を踏まえて、一部の文言を修正した。

(5) 今後のスケジュール

令和5年3月 改定指針の決定

<別添参考資料>

参考資料2「かながわ子ども・若者支援指針」改定案

7 「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県地域福祉支援計画」については、令和2年度に改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和4年度に変更した。今般、令和5年度を初年度とする計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和4年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告

令和4年12月 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
～令和5年1月

令和5年2月 神奈川県地域福祉支援計画評価推進等委員会において改定計画案を審議

(2) 改定のポイント

ア 当事者目線に立った地域福祉の反映

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨を踏まえ、改定する。

また、当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成や個人の尊厳の尊重を盛り込む。

イ 社会情勢等の変化への対応

新型コロナウイルス感染症による地域福祉への影響やコロナ禍での新たな取組を盛り込む。

また、制度の狭間の課題（ケアラー支援、ひきこもり支援等）への対応を位置付ける。

さらに、福祉・介護人材の確保、スキルアップ、定着の充実・強化及び、災害時の福祉的支援に関する体制の強化を図る。

ウ 社会福祉法の改正を反映した見直し

市町村における包括的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業を含む）に対する支援を位置付ける。

(3) 素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

令和4年12月23日～令和5年1月21日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体等への周知

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む)、ファクシミリ

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 134件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 計画の概要に関するもの	3
b 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化に関するもの	9
c 今後取り組むべき重点事項と施策体系に関するもの	8
d 施策の展開（ひとづくり）に関するもの	54
e 施策の展開（地域（まち）づくり）に関するもの	26
f 施策の展開（しくみづくり）に関するもの	20
g 計画の推進体制に関するもの	1
h その他	13
計	134

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 計画案に反映したもの	39
b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	21
c 今後の施策や取組の参考とするもの	51
d 計画に反映できないもの	0
e その他（感想・質問等）	23
計	134

(エ) 主な意見

a 計画案に反映した意見

- ・ 地域福祉を担う人材が、一部のボランティアや民生委員に集中しているように読み取れる。企業、社会福祉法人やNPOなど多様な主体が担い手になりうることを、計画の全般において明記すべきである。
- ・ 大柱1「ひとづくり」の支援策について、内容が混在し、わかりにくいため整理が必要。

b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んである意見

- ・ 幼少期・学齢期から「気づきを持つ力」を養うことが重要であり、「あたたかいひとづくり」教育を検討してほしい。
- ・ 移動の手段が少ない地域において、公共交通機関や社会福祉法人等と協力して、移動の手段が確保できるようにしていくべきである。

c 今後の施策や取組の参考とする意見

- ・ 当事者の目線に立った地域福祉をつくっていくためには、地域福祉の担い手として、障がい当事者の人材育成も必要。
- ・ ヤングケアラーへの支援など近年話題となる事項への対応が記載されており良いと思う。従来の制度では支援が届きにくい子どもへの支援を充実していただきたい。

e その他（感想・質問等）

- ・ 事例が豊富に取り上げられたことで、読みやすい内容になっている。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 大柱1「ひとづくり」の各支援策に位置付ける事業及び文言を整理し修正した。
- ・ 県民意見募集（パブリック・コメント）を踏まえて、一部の文言を修正及び追記し、図・表の掲載箇所等を修正した。
- ・ 大柱2「地域（まち）づくり」に取組事例を追加した。

(5) 今後のスケジュール

令和5年3月 改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料3「神奈川県地域福祉支援計画（令和5年度～令和8年度）」
改定案

8 箱根老人ホームに係る県有財産の譲渡について

社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が運営している箱根老人ホームについて、事業団から他法人への事業譲渡を認めるとともに、事業譲渡に併せ、無償貸付している県有財産（土地・建物）を譲渡先の法人に有償譲渡することとしたので報告する。

(1) 経過

ア 平成 18 年度

- ・ 県立施設であった箱根老人ホームを廃止し、当該施設の運営を事業団に民間移譲した。
- ・ 県有財産である当該施設の土地・建物は、施設運営の公益性と事業団の自立化を促進する観点から無償貸付けとした。

イ 令和 3 年度

事業団から、築後28年経過する箱根老人ホームの設備更新費用の増大や厳しい資金収支等が見込まれるため、安定的な経営が可能な他の法人に事業譲渡したい旨県に申出があった。

ウ 令和 4 年度

- ・ 事業団から正式に令和 4 年 12 月 2 日付けで、箱根老人ホームを他法人に事業譲渡したい旨県に文書で協議依頼があった。
- ・ 県は、他法人による老人ホームの事業継続や事業団の自立化の促進が見込まれることから、事業譲渡を認めるとともに、譲渡後は他法人の自立的な事業運営が望ましいことから、県有財産（土地・建物）を譲渡先の法人に有償譲渡することを令和 5 年 1 月に決定した。

(2) 譲渡条件、譲渡先の選定

ア 県有財産（土地・建物）の譲渡条件

- ・ 有償譲渡とする。
- ・ 特別養護老人ホームの用途に 10 年間供することとし、転売等を防止するための買戻し特約を付す。

イ 譲渡先の選定

- ・ 特別養護老人ホームの安定的な施設運営が見込まれることを確認するため、公募型プロポーザル方式により選定する。
- ・ 参加資格は、県内において特別養護老人ホーム等介護保険施設の経営実績が 1 年以上ある社会福祉法人とする。
- ・ 次の構成員による選定委員会により譲渡先を選定する。

- ①一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会、②箱根町、
③事業団、④箱根老人ホーム入所者・家族、⑤公認会計士
(令和5年2月 第1回選定委員会を開催、選定基準・公募条件を
決定)

(3) 今後のスケジュール

- 令和5年3月 事業団が入所者及び職員等に事業譲渡について説明
4～6月 譲渡先の募集
7～8月 第2回選定委員会を開催、譲渡先を選定
9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に譲渡先等を報告
県有財産(土地・建物)売買契約締結
令和6年4月 譲渡先による施設運営開始

(参考：箱根老人ホームの概要)

- ア 所在地 箱根町宮城野58番地
イ 土地 6,603.85 m²
第二種住居地域(入所棟)、第一種住居地域(旧職員宿舎棟)
ウ 建物 入所棟、旧職員宿舎棟ほか3棟
鉄筋コンクリート造3階建ほか 延床面積4,680.45 m²
エ 建築年 平成7年
オ 運営形態
特別養護老人ホーム(定員86名)
(介護予防)短期入所生活介護(定員4名)

9 (仮称)神奈川県障がいを理由とする差別の解消のための調整委員会の設置の検討状況について

令和4年10月に公布した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」では、障がいを理由とする差別に関する相談を受けたときに講ずる措置として、あっせんを行うことが規定されている。

あっせんを行う機関である、「(仮称)神奈川県障がいを理由とする差別の解消のための調整委員会」(以下「調整委員会」という。)の設置の検討状況について報告する。

(1) これまでの経過

県は、平成29年度に障がいを理由とする差別に関する相談窓口を障害福祉課内に設置し、障がい者及びその家族、その他の関係者(以下「障がい者等」という。)からの相談に対応している。

受け付けた相談は、その内容に応じ、差別的な取扱いを行ったとされる事業者等への指導権限を有する機関に引継ぐほか、必要に応じ、差別の解消に向けて、事業者等への働きかけを行っている。

(2) 調整委員会の概要

ア 設置の目的

障がい者等から障がいを理由とする差別を受けたとの申出を受け、相談による解決が見込めない場合に、紛争の解決のためのあっせんを行う。

イ 設置の根拠

調整委員会を地方自治法の規定に基づく附属機関に位置付けるため、今後「附属機関の設置に関する条例」の改正を行う。

ウ 体制

次の者のうちから、知事が任命する15人以内の委員をもって組織する。なお、調整委員会の中に小委員会を設置し、必要に応じて、より少数の委員であっせんを行うことも可能とする。

- ・ 障がい者
- ・ 障がい者の家族
- ・ 学識経験者

- 弁護士
- 事業者

エ 機能

障がい者等からあっせんの申出を受けた知事の付託により、必要な調査を行った上で、あっせんの当事者に対し、あっせん案の提示を行う。

(3) 今後のスケジュール

令和5年6月	第2回県議会定例会に「附属機関の設置に関する条例」の改正議案を提出
7月	調整委員会の組織、所掌事項等に関する規則の制定
8月	調整委員会の設置

10 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

県立中井やまゆり園における「事実であれば不適切な支援と思われる情報」として県が把握した91件の事案について、「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会」（以下「外部調査委員会」という。）の調査結果を、令和4年9月に公表した。

現在、外部調査委員会の委員と民間支援改善アドバイザーを構成員とした「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム」（以下「支援改革プロジェクトチーム」という。）では、虐待が発生した背景の分析等を行うとともに、県本庁と園とで行っている事実が判然としていない24件の事案の調査に対する助言をいただいている。また、こうした分析等をもとに、改革プログラムの作成に取り組んでおり、その取組状況や現在の園における改善状況等について報告する。

(1) 外部調査委員会で調査対象とした事案の状況

ア 虐待が疑われる事案（25件）

令和5年2月末時点で、通報した自治体から次のとおり認定され、残る8件は調査が継続されている（括弧内は12月の常任委員会での報告後に新たに認定された事案で内数）。

- ・ 虐待と認定 9件（6件）
- ・ 虐待とは認定されないものの不適切な支援と判断 5件（4件）
- ・ 通報内容の事実が確認できなかった事案 3件（3件）

※ 各事案の詳細は別紙を参照

イ 事実が判然としていない事案（24件）

支援改革プロジェクトチームに助言いただきながら、県本庁と園が調査を実施しており、来年度、調査結果を公表予定である。

- ・ 情報提供者へ書面による聞き取り実施中 19件
- ・ 関係職員等へのヒアリングを終え、支援改革プロジェクトチームから意見聴取中 5件

(2) 支援改革プロジェクトチームの取組について

ア 令和4年11月以降の開催状況

外部調査委員会の調査結果公表後の開催状況は次のとおり。

開催日 令和4年11月8日（火）

- 議 題
- ・ プロジェクトチームの進め方
 - ・ 園の支援改善状況
 - ・ 不適切な事案が発生した背景・仮説
 - ・ 調査継続事案の調査状況の報告

開催日 令和5年1月11日(水)

- 議 題
- ・ 調査継続事案の調査状況の報告
 - ・ 園の支援改善状況
 - ・ 改革プログラムの作成に向けて

開催日 令和5年2月15日(水)

- 議 題
- ・ 支援改善アドバイザーによる取組
 - ・ 改革プログラムに向けた振り返り
 - ・ 改革プログラムの論点整理
 - ・ 調査継続事案の調査状況の報告

イ 支援改革プロジェクトチームの主な意見

- ・ 改革プログラムは、虐待事案の背景分析、これまでの反省点を踏まえ、園が目指すべき姿を示した上で、個々の課題をまとめるべきである。
- ・ 職員配置や、早番・遅番・夜勤といった3交替勤務を基本に利用者の生活が考えられており、当事者目線の支援になっていない。利用者の生活を基本に職員配置等を見直すべきである。
- ・ 利用者は歳をとり、嚥下機能が低下する等、食事のリスクが高くなっているが、一人ひとりに対応できていない。食事支援が手厚くなるように、食事の時間に対応する職員を入れるなど、速やかに見直すべきである。
- ・ 強度行動障害専用棟（泉寮）を整備して、特別な環境で集中的な支援を行い、行動障害を軽減し、地域生活移行を目指してきたが、進まなかった。しっかりと総括して見直す必要がある。
- ・ 支援改善アドバイザーが強い意思を持って支援方法の改善に取り組み、利用者・職員が変わってきている。アドバイザーがいなくなってしまうと、これまでの支援改善の取組が元に戻ってしまうのではないか。園職員が主体的に進められるよう段階的に対応していく必要がある。
- ・ 支援の土台はその人に愛着を持つこと。利用者本人の成育歴やエピソードを知ること、人としての愛着を感じるようになる。
- ・ 改革プログラム作成後は改善状況を定期的にチェックする必要がある。
- ・ 改革の意気込みが伝わるよう、意欲や熱意を持って取り組んでほしい。

ウ 今後の対応

来年度、改革プログラムを作成し、公表する。

(3) 中井やまゆり園の改善の取組について

支援改革プロジェクトチームや外部調査委員会からの指摘を踏まえ、次の取組を実施している。

ア 県本庁幹部職員が園に常駐し、園とともにマネジメントを改善
(令和4年3月～)

イ 民間の支援改善アドバイザーによる当事者目線の支援の実践
指導(令和4年4月～)

ウ 御家族にアンケート調査を実施(令和4年5月)

エ 男性寮5寮、女性寮2寮の7寮体制を、男性寮4寮、女性寮
2寮の6寮体制に再編(令和4年6月)

オ 日中活動の充実(令和4年6月～)

- ・ 園内で古い手帳の解体やボールペンの組立作業を開始
- ・ 施設外の事業所の体験利用
- ・ 秦野駅前に拠点となる場を確保し花壇整備や公園清掃を実施

カ 生活環境の整備(令和4年9月～)

トイレの便座や居室の天井(便がついた天井)等の修繕工事
(12月完了)

キ 見守りカメラの増設等(令和4年10月)

- ・ 2寮12台から6寮76台へ増設
- ・ 録画した映像の保存期間を21日間から1年間へ延長

ク 障がい当事者による巡回事業(令和4年10月)

3名の障がい当事者が園を訪問し、施設巡回及び園職員との意見交換を実施

(当事者からの主な意見)

- ・ 利用者が暴れたり、自傷するのには理由がある。どうしてそのような行動をするか考えてほしい。
- ・ 利用者とのやり取りを楽しむことで、関係性ができてくる。

ケ 報告会等の開催(令和4年11月・12月)

(ア) 園で進めている利用者支援の改善について、関係者と一緒に振り返り、より一層の改善を図るため、報告会を開催

開催日 令和4年11月26日(土)

場 所 タウンニュースホール(秦野市)

参加者 約70名

参加者アンケートの主な意見

- ・ 職員が変化している様子を感じることができた。
- ・ 県立施設の職員は異動があるため、しっかり引継ぎと教育を行わないと、元に戻る可能性がある。

(イ) 「当事者目線の障がい福祉推進シンポジウム ～ともに生きる社会を目指して～」を開催し、園における当事者目線の支援の取組を報告

開催日 令和4年12月18日(日)

場 所 県庁大会議場

参加者 約100名

参加者アンケートの主な意見

- ・ 中井やまゆり園の問題を隠さず話していた。現在の県の本気の取組を応援したい。
- ・ 当事者を交えたシンポジウムを継続的に行ってほしい。

(参考) 支援改革プロジェクトチーム構成員一覧 (五十音順・敬称略)

氏名	所 属	区分
大川 貴志	社会福祉法人同愛会 てらん広場統括所長	施設関係
小川 陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク	意思決定支援
小西 勉	ピープルファースト横浜 会長	当事者関係
佐藤 彰一	國學院大学 法学部 教授	学識関係
隅田 真弘	足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センター りあんピアサポーターフレンズ	当事者関係
野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、 精神保健指定医 医師	医療関係
渡部 匡隆	国立大学法人横浜国立大学大学院 教育学研究科 教授	学識関係
県	福祉子どもみらい局総務室長、福祉部長、障害サービス課長、中井やまゆり園長、支援改善アドバイザーほか	

虐待が疑われる事案（25件）の自治体の認定状況

※下線が、12月の常任委員会以後、新たに認定された事案

1 虐待と認定された事案（9件）

- ・ 顔を平手打ちし、こぶしで額を殴ったとされる事案（身体的虐待）
- ・ 服薬用のコップの水等に、塩や砂糖が混ぜられていたとされる事案（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待）

※ 通報した4自治体のうち3自治体が虐待認定し、残る1自治体は調査継続中

- ・ 肛門内にナットが入っていた事案（ネグレクト）
- ・ 職員が利用者の両腕を後ろでクロスさせ、腕を押さえながら歩かせていたとされる事案（身体的虐待）

- ・ 居室の天井が便まみれとなっている環境で生活をさせていた事案（ネグレクト）

- ・ 職員が殴打した、又は興奮した利用者を居室施設したまま放っておいたことで、顔が腫れ上がったとされる事案（ネグレクト）

- ・ 脱衣場で服を脱がない利用者をふろ場に入れて、服を着たままシャワーをかけたとされる事案（心理的虐待）

※ 通報した3自治体のうち1自治体が虐待と判断し、残る2自治体は調査継続中

- ・ 利用者にコーヒーの提供を交換条件として、課題遂行をさせていたとされる事案（心理的虐待）

- ・ 数百回に及ぶ回数スクワット等の不適切な運動プログラムをさせたとされる事案（心理的虐待）

※ 通報した3自治体のうち1自治体が虐待と判断し、残る2自治体は調査継続中

2 不適切な支援と判断された事案（5件）

- ・ 利用者の足を蹴ったとされる事案
- ・ 共用スペースであるデイルームで、利用者を全裸にしてボディチェックを行っていたとされる事案

- ・ 利用者が起きてから寝るまで、廊下を歩かせ続けたとされる事案

- ・ 4名の利用者に対し、食事の際に多量のオリゴ糖シロップをかけて食べさせていたとされる事案

※ 通報した3自治体のうち1自治体が不適切支援と判断し、残る2自治体は調査継続中

- ・ 利用者の頭に剃り込みをいれていることを職員が問題視していないとされる事案

3 通報内容の事実が確認できなかった事案（3件）

- ・ 水の入ったバケツを持って「お水をかけるよ。」と言って、トイレから出てもらったとされる事案

- ・ 職員が怒り、殴ったことで利用者が頭を打ち、失神したとされる事案

- ・ 食事中に利用者を突き飛ばして蹴りを入れようとしたとされる事案

11 神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について

全庁横断的にコロナ禍や物価高騰下における生活困窮者対策を進めるため、知事を本部長として設置した「神奈川県生活困窮者対策推進本部」の取組のうち、福祉子どもみらい局関係の取組状況等について報告する。

(1) 令和4年度の主な取組状況

ア 「見えない困窮」のニーズ把握

コロナ禍の生活困窮者の実情を把握して課題解決を図るため、生活困窮者を支援するNPOと知事が直接意見交換を行ったほか、各局と連携してヒアリング等を実施した。

(ア) 知事現場訪問

実施日 令和4年6月29日（水）

場 所 かながわ県民センター

参加者 食料支援、若年女性支援、外国人・外国につながる子どもの支援を行うNPOなど3団体

主な意見

- ・ 企業等から食品の提供を受け、子ども食堂などの支援団体につなぐコーディネート機能を持つ中間支援団体が不足している。
- ・ 大学生など若年者のうち、児童福祉法や生活保護法の対象にならず、制度のはざままで支援を受けられない方がまだまだいる。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもで教育支援・自立支援を受けるべき方は多いが、言葉の壁などもあり、支援の情報などがうまくつながっていない。

(イ) NPOヒアリング・アンケート

実施時期 令和4年4～7月

団体数 ヒアリング10団体、アンケート38団体

※ 令和4年1～3月にも10団体のヒアリングを実施

主な意見

- ・ 生活困窮者が置かれている状況に応じた多様な支援制度が、一人ひとりに行き渡っていない。
- ・ 食料支援など無償の支援を遠慮したり、相談をためらう人や、声をあげない、あげられない若者が多くいる。
- ・ 生活困窮者支援に取り組むNPOや、福祉団体、教育機関、

企業、行政などの多様な担い手たちが協力するネットワークが必要である。

- 生活困窮者の生活ニーズと企業の物資の提供等をマッチングするため、間に立って、物資の提供・配布・受取等を調整する役割、仕組みが求められる。

(ウ) DXを活用したニーズ把握

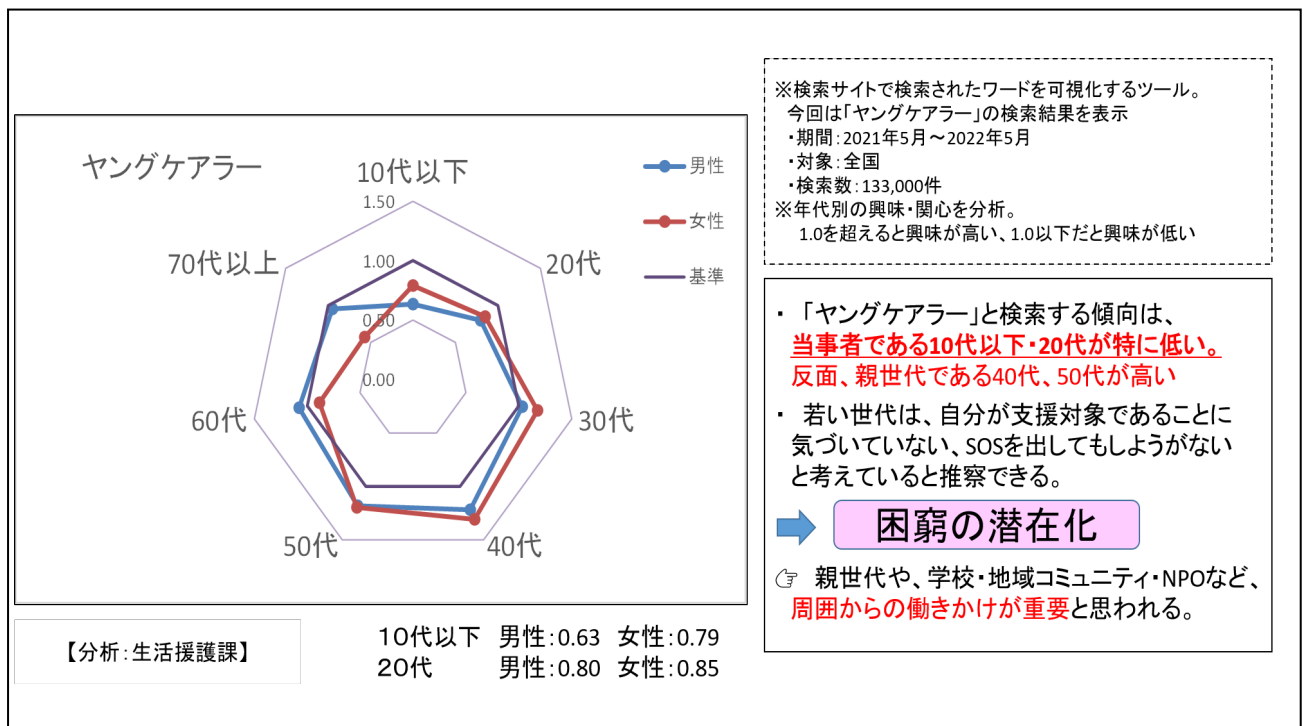
a 統計データ等の活用

生活困窮者の相談支援の統計データを活用し、生活困窮の要因・経年変化等の分析を進めている。

b 検索データの分析

検索サイトで検索されたワードを可視化するツールを利用し、生活困窮者やケアラーに関するワードを検索された方の地域別、時系列、性別年代などで興味・関心の特徴などの分析を行った。

【分析例：「ヤングケアラー」を検索した性別年代別傾向】



イ 「コロナ禍の生活困窮者対策」の推進

コロナ禍の影響を強く受ける、「子ども」「女性」「孤独・孤立に陥っている方」を支援する事業を、令和4年度当初予算に計上した。また、事業の進捗を管理した上で、物価高騰等に対応した更なる対策を補正予算に計上して支援に取り組んでいる。

区分	予算額	主な事業	進捗状況、主な実績
令和4年度当初予算	6億9,233万円		
	子どもへの支援	子ども食堂協力金の支給	130か所に支給（1月末時点） （注）
		県立高校での朝夕食の提供	朝食提供 4校（6月～） 夕食提供 13校（定時制）
	女性への支援	女性電話相談体制の強化	電話相談窓口の拡充（9月から1回線増）
		DV被害者支援団体の体制支援	6団体に補助金を交付し支援（1月末時点）
	孤独・孤立に陥っている方への支援	ひきこもり等への支援	LINE相談窓口の開設（4月～）
		ヤングケアラーの支援	LINE相談（5月～） 電話相談（6月～） ケアラー支援専門員の設置 ケアラズカフェの立ち上げに係る経費補助 6か所
共助の推進に向けた仕組づくり	NPOと企業等とのマッチングを支援	かながわSDGsパートナーミーティングで企業等との連携に向けたマッチングを促進	
6月予算補正	3億6,428万円	NPO等への協力金の支給	合計 423 か所・団体に支給（1月末時点） 【内訳】 子ども食堂 130か所（注） 生活困窮者支援団体 35団体 女性支援団体 8団体 ひきこもり等支援団体 66団体 高齢者団体等 184団体
		生活困窮者支援制度の普及啓発	ポータルサイトの開設（2月～）、出前講座の開催（10月～）
		こころの健康相談等の拡充	LINE相談窓口の拡充（8月から4回線増）、電話相談窓口の拡充（11月から24時間対応）
9月予算補正	500万円	若者の社会への巣立ちを応援するNPOの取組を支援	10団体を通じ、大学等の受験料、就職活動の準備費用等を163人に支援（1月末時点）

（注）子ども食堂協力金は、令和4年度当初予算及び6月補正予算の事業費による支給先の合計

(2) 今後の取組

ア 支援を必要とする子ども、若者への支援

NPOへのヒアリング等により明らかになった、困難に直面していても助けを求める声をあげづらく、支援が届いていない若者の深刻な課題に対する支援を強化していく。

イ 令和5年度当初予算案に計上した事業の着実な推進

支援が必要な子ども・若者に対して、当事者目線で支援情報を届ける「見えやすい環境づくり」と、当事者からのSOSを待たずに積極的にアプローチしていく「徹底したアウトリーチ」に取り組んでいく。